

2026 年
秋号
Autumn

お金とくらしの JA 通信

＼資産運用の専門家がお届けします／
fpフェアリンク(株)
白浜 仁子
Shirahama Tomoko

お金とくらしに役立つトピックスをお届けします。

「こども NISA」制度を知っていますか？



©よりぞう

●「こども NISA」ってなに？

こども NISA とは、2027 年 1 月より開始予定の新しい非課税投資制度です。対象年齢は、0 歳から 17 歳まで。これまで成人に限られていた NISA の「つみたて投資枠」が未成年も利用できるようになり、お子様名義で長期・積立・分散投資ができるようになります。

通常、運用益や分配金には約 20% の税金がかかりますが、こども NISA での運用で得られる利益はすべて非課税。教育資金をはじめ、先々の結婚や住宅購入など、ライフイベントに向けた資金づくりに活用できる、お子様の未来を応援する制度です。

●こども NISA 活用のメリット

物価高や教育費の上昇が気になる昨今、児童手当などを活用して、早い時期からお子様名義で資産形成を始めるご家庭が増えています。

こども NISA は、ご自身の NISA とは別に「子ども専用の教育資金口座」として分けて管理できるため、教育資金などの目的に向けた積立てができます。

また、投資は始める時期が早いほど、利益が利益を生む「複利効果」が期待できます。無理のない金額を長く積み立てることが、将来の大きな資産づくりにつながります。

こども NISA の概要 (2027 年 1 月 開始予定)

対象年齢	0 歳～17 歳の未成年（日本国内に居住）
非課税保有期間	無期限（18 歳以降は自動的に成人向け NISA へ移行）
年間投資枠	60 万円
非課税保有限度額	最大 600 万円
払出し（引出し）	12 歳以降は一定の要件※のもと、払出しが可能 ※資金の用途が子どものためのものであり、子どもが払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する必要があります。



● JA では 2027 年 1 月よりこども NISA の取扱いを開始します。

教えて! JAさんQ&A

Q 親や祖父母がお金を出すことで子どもに贈与税はかからないの?

A 親や祖父母が資金を出したからといって、必ず贈与税がかかるわけではありません。ただし、贈与額や渡し方によっては課税される場合があります。正しくルールを理解し、計画的に活用することがコツです。

こども NISA の魅力は、運用によって得られた利益が非課税になる点です。ただし、NISA 口座へ入金する資金には「贈与税」のルールが関係します。例えば、親や祖父母が子どもの口座へ資金を入れる場合、その資金は子どもへの贈与となります。ただし、贈与税は、贈与される側（子ども）が1月1日から12月31日までの1年間に受けた額の合計で判定される仕組みです。年間110万円の基礎控除があるため、それ以下の金額であれば贈与税はかかりません。

一方、110万円を超えた場合は、贈与税の申告・納税が必要になります。しかし、こども NISA の年間投資枠は60万円のため、ほかに贈与を受けていなければ、贈与税を心配する必要はありません。

当然に、こども NISA で積み立てた資産は子どもの財産となります。そのため12歳以降の払出し時は、資金使途が教育費など、子どものためのものであることが要件です。手続きでは、子どもの同意を示す書面を添え

て、親権者等が金融機関へ申し出ます。

なお、親などの扶養義務者が教育費や生活費としてその都度支払うものは、通常、贈与税の対象にはなりません。一方で、将来のためにまとめて資金を渡し、それを子どもが貯金や投資に回す場合は、贈与として判断される場合があることに注意が必要です。

毎年、計画的に資金を準備することは、子どもの未来への贈り物につながります。こども NISA は、長期的な資金づくりを後押しする心強い制度といえるでしょう。

※贈与について不明点がある場合には、税理士など専門家に確認しましょう。



JAは、皆さま一人ひとりによりそい、
さまざまなご要望にお応えいたします。
これからも、ぜひ気軽にJAへお声がけください。

つかう

商品サービスの便利な
「つかい方」

ためる・
そなえる

目的に合った
「ため方・そなえ方」

ふやす

ミライに向けた
「ふやし方」

のこす

大切な資産の
「のこし方」



JAみえきた/JA鈴鹿/JA津安芸/JAみえなか/JA多気郡/JA伊勢/JAいがふるさと

 JAバンク三重